

## 神戸市立墓園維持管理業務 特記仕様書

### I 総則

#### 1. 目的

本仕様書は、本市が管理する墓園及び墓地において、墓参者が安全かつ快適にお参りできる状態に保つため行う維持管理業務について必要な事項を定める。

#### 2. 業務名称

神戸市立墓園維持管理業務

#### 3. 業務場所

市立墓園、条例墓地、条例外墓地（「Ⅲ 補足事項」参照）

なお、勤務箇所は鶴越墓園の詰所に常駐するものとする。

住所：神戸市北区山田町下谷上字中一里山 12-1

#### 4. 業務内容

墓園及び墓地内の参道、施設、緑地帯等を良好に維持するために、数量表によらず必要な管理作業等を自主的に判断し、本市の承諾により適正に実施する。

（作業内容）

園内維持管理業者との連絡調整及び進捗管理、園内巡視、中低木剪定作業、草刈作業、除草剤散布、散水作業、側溝清掃、道路美化、施設小修繕、繁忙期対応（案内、苦情受付）、点検業務 自然災害時の緊急対応、苦情に伴う現場対応等

#### 5. 業務委託の期間

業務委託期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 6. 仕様書の適用

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と受託者が協議の上、業務を実施するものとする。

#### 7. 契約方法

委託契約・総価契約

#### 8. 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の3とするが、神戸市契約規則第25条に該当する場合や、入札参加資格がある事業者で過去2か年の間に、

国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行している場合などはこれを免除する。

## 9. 支払方法

出来高払い(月毎)

毎月の検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

## 10. 個人情報・機密の保持

受託者は、業務上知り得た個人情報及び機密を他に漏らしてはならない。

## II 業務内容

### 1. 基本方針

- ・受託者は墓園内の樹木・植栽帯、芝生等を良好に維持するため、業務場所の樹木の生育状況や周辺施設・環境等を参考に、必要な作業を自主的に判断し、本市の承諾により適切に実施すること。
- ・業務に関しては数量表によらず受託者の自主的判断及び本市墓園管理センターの工事ライン職員(以下「工事ライン」という。)との調整協議等によって、樹木・植栽帯、芝生等の良好な維持のため積極的に業務を履行すること。
- ・滞納区画・無縁区画の管理は、計画的に実施し、使用者からの苦情を未然に防ぐこと。
- ・園内の施設(水汲み場、休憩所、トイレ、ゴミ箱等)の利用状況を考慮しつつ景観や美観に配慮し、墓参者の快適な空間の創出を図ること。
- ・自然災害等で園内の通行に危険が及ぶ恐れがある場合は、巡視等を行い、必要があれば緊急対応を行うこと。

### 2. 墓園施設の維持管理作業

墓園内全域を常に良好・清潔に保つために、工事ライン及び他の本市発注業務の請負業者等(以下「請負業者」という。)と連携・調整しながら、能動的に管理作業に努めること。

#### (1) 市立4墓園共通事項

##### ① 樹木剪定、草刈作業、不法投棄物回収等

墓園内の美観保持のため、樹木剪定、草刈作業及び不法投棄物回収等の業務を行う。なお実施にあたっては、発注者が別途発注する請負業者及び知的障害者福祉就労事業との間で作業内容の確認、工程管理等の調整を行った上で実施する(知的障害者福祉就労については鶴越墓園及び追谷墓園のみ)。

##### ② 園内定期巡視

月に2回程度、園内の巡視を行う。(鶴越墓園は週3回程度)

その際には、以下の点に留意する。

車道・参道の障害物、側溝のつまり、墓参者への声掛け、不法投棄の監視、石材業者との調整、骨壺の回収、イノシシの掘り起こし状況、猟友会への連絡、貴重品等拾得物の受注者への引継ぎ。

③ 現状復旧作業

巡視において、車道上の倒木や落石など通行の妨げや安全上必要な措置については、緊急的に対応を行う。

側溝のつまりや不法投棄、イノシシの掘り起こし等、簡易な作業については、計画的に対応を行う。

④ 簡易な施設補修

参道補修、水槽ポールタップ、蛍光灯・水栓の交換、ペンキ塗りなど日常的施設の維持管理・補修を行う。

⑤ 散水

夏場を中心に、指定箇所（入口付近、合葬墓等）の散水を行う。

⑥ 盆・彼岸、GW、年末時の事前点検・作業

水汲み場（水栓、バケツ、柄杓）、トイレなどの水回りの点検を行う。

案内看板等の設置（期間終了後に撤去）を行う。

⑦ 盆・彼岸時の対応

多くの墓参者に対して、安全確保や誘導案内など臨機応変な対応を行う。

⑧ 年間使用料滞納区画への対応（約 250 区画）

滞納区画への札立て（年 1 回）、及び年間使用料納付後の札撤去（随時）を行う。

⑨ 無縁処理区画等への対応（約 2500 区画を年 3 回）

管理者不明区画及び（空地でない）現状返還墓等の草刈り・枝払いを行う。

⑩ 返還区画への対応（約 100 区画を年 4 回）

返還（墓石あり）墓や苦情が多い区画の草刈り・枝払いを行う。

⑪ 冬季対策

水道施設点検及び凍結防止対策を行う。

芝生地区の防火対策（防火水槽、バケツ設置）を行う。

凍結防止剤（塩化カルシウム）の分配及びその散布を行う。

⑫ 苦情に伴う現場対応（約 300～400 件）

参道等の樹木剪定やスズメバチ駆除の相談については、外注の判断も含めて工事ラインと相談しながら、対応を行う。

なお、使用者がいる区画に対する草刈り等の苦情については、使用者自身で対応する必要があるため、使用者に連絡して対応を待つが、その見込みが無い場合は、草刈等の対応を行う。

(2) 市立 4 墓園における個別業務

(ア) 鴨越墓園

① 水道メーター（北門付近 1 箇所）の確認を行う。（毎営業日）

② 盆彼岸時にまさきバスロータリーにおいて、案内・苦情の受付及び園内バス運行調整を行う。

③ 合葬墓の納骨前にカロート内の水抜きを行う。（年 2 回）

- ④ 芝生墓域における芝刈り。(年4回)
- ⑤ 除草剤散布作業の立会。(年2回)
- ⑥ 害獣除けの電気柵の点検を行う。(3か所×月1回)
- ⑦ 無縁慰霊碑前の剪定・清掃を行う。(年2回)
- ⑧ 松の手もみ剪定【無縁墓2本、はくちょうげ地区1本、バスロータリー1本】  
(年1回)
- ⑨ 花等による美化(年3回)

門周辺・事務所・合葬墓付近で、季節に応じた植栽・プランター等の設置、剪定作業、ソテツ菰巻き

(イ) 舞子墓園

- ① 荘厳 J からバス道までの遊歩道の LED 照明の交換を行う。
- ② 納骨堂屋根の清掃、防水シートの確認(梅雨前、11月ごろ)

(ウ) 西神墓園

- ① 噴水池の清掃作業を行う。(年4回)
- ② 除草剤散布作業の立会(年2回)
- ③ 盆彼岸時の臨時駐車場(グラウンド1か所)の白線引きを行う。

(エ) 追谷墓園

- ① 巡視時にイノシシの掘り起こし、土砂堆積状況の確認を行う。

(3) 条例墓地(垂水墓地、小林墓地、魚崎墓地、荒神山墓地)

① 墓園管理請負業者との連絡調整

墓園管理作業(樹木剪定、草刈作業、トイレ清掃、ゴミ回収等)の請負業者との間で、作業内容の確認及び工程管理の調整を行う。

- ② 樹木剪定、草刈等の苦情等の対応を行う。
- ③ (荒神山墓地のみ)返還区画のみ草刈を行う。(月1回)
- ④ (小林墓地及び魚崎墓地)草刈、落葉清掃を行う。(月1回)
- ⑤ (魚崎墓地のみ)盆彼岸前に駐車禁止の横断幕を設置(終了後撤去)を行う。

(4) 条例外墓地(鬼塚墓地、西平野墓地、有馬墓地、長尾墓地等)

- ① (鬼塚墓地のみ)墓園管理作業の請負業者との間で、作業内容の確認及び工程管理の調整を行う。
- ② 樹木剪定、草刈等の苦情等の対応を行う。
- ③ (西平野墓地のみ)草刈を行う。(月1回)

### 3. 提出書類

受託者は、業務の実施状況等について、以下のとおり工事ラインへ提出することとする。

- (1) 年間予定表(業務開始時)
- (2) 月間工程表(前月末日まで)
- (3) 月間実施工程表(翌月7日まで)
- (4) 巡視日報(翌営業日まで)
- (5) 業務週報(翌週始めまで)

また、本市が業務の実施状況等の報告を求めたときは随時報告することとする。

#### 4. 業務責任者

- (1) 受託者は、本業務の履行にかかる業務責任者を選任し、その氏名連絡先その他必要な事項を書面により本市に通知しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者とは本業務の履行に係る責任者であり、本業務を統括し、その運営、取締、作業に関する一切の事項の処理を行うものとする。
- (3) 業務責任者は、本市との連絡を密にし、本作業に係る履行管理、人員の配置等の履行体制の報告等を、原則として、書面をもって行うものとする。
- (4) 業務責任者は毎作業日について、安全管理状況も含めた作業の履行状況を確認すること。
- (5) 本市は業務責任者が業務を適正に行っていないとき、その他必要と認めるときは、業務責任者の交代等その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを請求できる。
- (6) 本市が受託者に対し本業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除くほか、原則として業務責任者に対して行うものとする。

#### 5. 設備等の使用

- (1) 業務の履行のために必要な設備、工器具類、消耗品等については、受託者の負担により用意するものとする。ただし、発注者が所有する業務用車両については無償で貸与するとともに、発注者が所有する設備・備品類についても無償で使用することができるものとする。内容については「Ⅲ 補足事項」を参照すること。
- (2) 必要な光熱水費は神戸市負担とする。
- (3) 発注者が所有する労働安全衛生上必要な設備（シャワー等）の使用は認める。

#### 6. 発生材の運搬

- ・作業に伴う発生材については、現場残置することなく、作業の都度、指定した場所に運搬する。

#### 7. 業務時間等

業務時間等は、以下のとおりとする。ただし、災害その他の特別の事情があるときは、発注者、受注者協議のうえこれを変更することができることとする。

- (1) 業務時間 始業 8:45～終業 17:30
- (2) 定休日 土・日・祝日、12月29日～1月3日  
ただし、お盆と春・秋彼岸期間中の土曜・日曜・祝日については、営業日とする。

※令和6年度の場合

- お盆：令和6年8月10日（土曜）～15日（木曜）
- 秋彼岸：令和6年9月20日（金曜）～24日（火曜）
- 春彼岸：令和7年3月18日（火曜）～23日（日曜）

#### 8. 通勤用・業務用車両の駐車等

- (1) 鶴越墓園は自家用車による通勤を認めるが、管理事務所周辺には駐車場が不足しているため、最小限の台数とする。(園内の離れた場所には駐車可能)
- (2) 受託者は、上記(1)の駐車車両の台数、車両番号、使用者等について、予めセンターに届け出て、了承を得ること。また、駐車場所については、センターの指示に従うこと。
- (3) 従業員の通勤車両については、発注者の許可を得ること。この場合、以下の使用料を発注者に支払うこと。
 

自動車	月額 3,500 円/台
バイク・原付	月額 700 円/台
自動車及びバイク・原付	月額 3,500 円/台

 なお当該従業員が発注者の要件に準じて身体障害等により通勤用車両を用いなければ通勤が困難であると認められる場合は、使用料を免除する。

## 9. 安全管理

- (1) 受託者は作業にあたっては、事故防止・安全管理に充分注意し、現場条件に応じて交通誘導員や必要な工事標示板・セーフティーコーン・セーフティーバー等の保安施設を設置し、安全管理を徹底すること。
- (2) 刈払機等を使用する際は、小石の撥ねなどが考えられるため、原則、防護シートを設置し、歩行者や車・隣接施設などに影響がないよう十分な安全対策を行うこと。
- (3) 墓参者及び通行車両に迷惑を及ぼさないよう十分配慮すること。必要に応じて作業前の声かけなどの周知を行うこと。
- (4) 作業員の事故を防止するために必要な服装や装備等を着用すること。特に高所作業においては現場状況に応じて墜落制止用器具等の必要な措置を講じること。
- (5) 労働安全衛生法等関連法令に基づく必要な措置を常に講じること。
- (6) 道路使用許可等の関係官公庁への必要な手続きは、受託者がその責任において遅滞なく行うこと。

## 10. 業務の引き継ぎについて

- (1) 本業務の受託者となることが決定した後速やかに(令和7年3月3日～)、契約の準備として、本市との間で業務を円滑に引継ぐこと。引継業務に伴う費用は受託者の負担とする。  
 ※業務責任者またはこれに準ずる者が、3月3日より31日までの平日及び春彼岸営業日(3月20日、22日、23日)に、現地等にて引継ぎを行う。
- (2) 同様に、次年度契約の受託者に引継ぐにあたっては業務引継書を作成し、次年度契約の受託者が決定した後速やかに(2週間以内)、2年間の業務実施内容や方針について十分な引継ぎを実施すること。
- (3) 業務引継の実施後は速やかに、(2)の業務引継書に引継実施日時、それぞれの会社名および業務責任者名を記載のうえ、本市に提出してその内容を報告すること。

## 11. その他

- (1) 本市(墓園管理センター)が開催する委託業務定例会(月1回)に、業務責任者は出席すること。

- (2) 受託者は作業に関して第三者から交渉のあったとき、あるいは交渉を要するときは、事前に本市に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 事故の発生、及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、速やかに本市に報告するとともに、受託者の責任において解決すること。また、関係諸機関への連絡、通報、応急措置を行うこと。

(令和6年12月作成)

### Ⅲ 補足事項

#### ・市立墓園の規模

	鴨越墓園	舞子墓園	西神墓園	追谷墓園
住所	北区山田町下谷 上字中一里山 12 -1	垂水区舞子陵 1- 1	西区神出町南字 美濃谷 614	中央区神戸港地 方字堂徳山
面積	2,076,422 m <sup>2</sup>	415,653 m <sup>2</sup>	276,722 m <sup>2</sup>	42,863 m <sup>2</sup>
区画数	53,809 区画	6,543 区画	11,226 区画	3,408 区画
開設	昭和 7 年（昭和 38 年）	昭和 26 年	平成 2 年	大正 14 年

#### ・条例墓地

	魚崎墓地	小林墓地	荒神山墓地	垂水墓地
住所	東灘区魚崎町 4 丁目	東灘区住吉山手 2 丁目	東灘区住吉台	垂水区名谷町猿 倉
面積	1,936 m <sup>2</sup>	5,067 m <sup>2</sup>	3,041 m <sup>2</sup>	29,841 m <sup>2</sup>
区画数	822 区画	982 区画	250 区画	561 区画
引継ぎ	昭和 25 年	昭和 25 年	昭和 25 年	昭和 16 年

#### ・条例外墓地

	鬼塚墓地	西平野墓地	有馬墓地	長尾墓地 23 地区
住所	東灘区住吉東町 3 丁目	東灘区御影町西 平野	北区有馬町字石 倉	北区長尾町 上津
面積	478 m <sup>2</sup>	407 m <sup>2</sup>	991 m <sup>2</sup>	23,100 m <sup>2</sup>
区画数	249 区画	42 区画	不明	不明

他に、籠池墓地（228 m<sup>2</sup>）、布施畑墓地（287 m<sup>2</sup>）を管理。

- ・参考 令和 6 年度までの神戸市における業務執行体制  
週 5 日勤務・労働時間週 38 時間 45 分の正規職員（造園手）4 名を配置
- ・貸与可能設備・備品類  
草刈機、芝刈機、ヘッジトリマー、ブロワー、チェーンソー、発電機、エンジンポンプ、  
コンプレッサー、高圧洗浄機、水中ポンプ

貸与車両に係る項目

車両諸元

自動車登録番号	神戸 100 た 75-12	神戸 400 ぬ 30-70	神戸 800 せ 79-06	神戸 800 せ 44-43
車種	ユニック	トラック (ダイナ)	パッカー車	バキューム カー
種別	普通貨物	小型貨物	普通貨物	普通特殊
総排気量	3,000	3,000	4,000	4,000
燃料の種類	軽油	軽油	軽油	軽油
走行距離【km】	33,940	78,679	110,103	134,022
年間走行距離【km】	5,200	6,100	5,000	100
登録年度	R2	H21	H23	H20

費用区分

項目	発注者の負担とするもの	受託者の負担とするもの
備品・消耗品	備品（車両本体から独立し、かつ常備されている標準装備のもの） 非常用工具、ジャッキ、三角表示板、フロアマット、シートカバー、スペアタイヤ、非常用発煙筒 等	消耗品（車両の美観、性能維持等、日常の車両手入れに使用するもの及び燃料） 用品：ワックス、ガラスクリーナー、ポリッシュクリーナー、洗浄ウォッシュャー液、バッテリー、曇り止め、タイヤチェーン等 用具：洗車ブラシ、モップ、ウェス、バケツ、タワシ、ほうき、脚立ホース等の洗浄用品、消臭用品等 燃料：ガソリン、軽油等
整備・修繕	1 箇所の見積額が 10 万円（税抜）を超えるものについて、故障等による機能欠損、低下等が認められ、車両運用に影響があると発注者が認めたもの。 A エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、前後アクスル機構、排ガス機構、電子制御機構、乗員保護機構、ブレーキ機構、空調機構等本来より車両に付帯したもの。 B ボディ外板の塗装、剥離、錆、雨漏り及び車両内部のシート等経年劣化によるもの	ア オイル類（グリスアップオイル、エンジンオイル等）及び尿素水（AbBlue）の購入とその補充、交換等 イ バッテリー、ファンベルト、各種電球、ブレーキパッド、ボルト類等消耗摩耗部品とその交換 ウ タイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入、取り付け及び処分。 エ 左欄のうち 1 箇所の見積額が 10 万円（税抜）以下のもの オ その他受託者の必要により設置する機器及びその維持、撤去費用 カ 修理時等の代車費用
公租公課・保険	重量税、自動車賠償責任保険料、法定リサイクル費用	任意保険料（次の基準を満たすもの） 対人賠償：無制限 対物賠償：無制限 （保険証券の写しなどを発注者に提出すること。）

